

# 反社会的勢力排除に関する確約書

ジェイ・ディ共済協同組合 御中

私は、反社会的勢力排除に関して以下のとおり表明し、確約しますので、この確約書を提出いたします。

第1条 私は、現在および将来にわたり、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明し、確約いたします。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ
- (7) 特殊知能暴力集団
- (8) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- (9) その他前各号に準ずる者

第2条 私は、現在および将来にわたり、前条の反社会的勢力または反社会的勢力と密接な関係にある者(以下「反社会的勢力等」という)と次の各号に掲げるいずれの関係も有しないことを表明し、確約いたします。

- (1) 反社会的勢力等によって、事業経営を支配される関係
- (2) 反社会的勢力等が、事業経営に実質的に関与している関係
- (3) 自己、自社、もしくは第三者の不正の利益を図るため、または第三者に損害を与えるためなど、反社会的勢力等を利用してしていると認められる関係
- (4) 反社会的勢力等に対して資金提供や便宜供与を行う、または反社会的勢力等から便宜を受けるなどの関係
- (5) その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

第3条 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号に掲げるいずれの行為も行わないことを表明し、確約いたします。

- (1) 貴組合への暴力的な要求行為
- (2) 貴組合の法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 貴組合の共済業務に関する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて貴組合の信用を毀損し、または貴組合の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

第4条 私は、私が雇用した従業員(以下「従事者」という)において、次の各号のとおりであることを表明し、確約いたします。

- (1) 従事者の雇用時等において、従事者が第1条および第2条に該当せず、将来においても第1条、第2条および第3条に該当しないことを確認していること
- (2) 従事者が第1条から第3条のいずれかに該当することが判明した場合には、直ちに雇用契約を解除し、または雇用契約解除のための措置をとること

第5条 私は、従事者が反社会的勢力等から不当要求または業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、または従事者においてもこれを拒否させるとともに、速やかにその事実を貴組合に報告し、貴組合の捜査機関への通報に協力することを表明し、確約いたします。

第6条 私は、これら各項のいずれかに反した事実が判明した場合およびこの表明、確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、貴組合の組合員資格を失い、総代会の議決において除名処分を受けてもいかなる異議申し立ても行いません。また、除名処分により損害が生じた場合でも一切の賠償ないし補償は求めないとともに、これにより貴組合に損害が生じた場合は、私の責任により、その損害を賠償ないし補償を行うことを表明し、確約いたします。

以上

## 【ご署名欄】

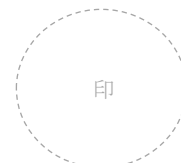
20 年 月 日

住所

会社名(屋号)

代表者氏名

法人捺印欄



印

※個人契約の場合は、代表者ご本人様にご署名ください。

※法人契約の場合は、法人名および代表者名を記名し、法人名が確認できる代表者印または社印の捺印をお願いします。